

項目	意見の整理（案）	対応方針	
2. 水道の現況と将来の見通し	（2）いつでも使えるように供給されているか 「近年は、相次ぐ市町村合併により（中略）、より新しく広い視野を持って水道広域化・統合のあり方を議論する必要がある。」を「近年は、相次ぐ市町村合併により（中略）、より新しく広い視野を持って水道広域化・統合のあり方を検討し推進する必要がある。」に。（新たな広域方策など議論は一定成熟。具体化に向け検討し推進する段階と思う。） 「水道事業には、地震などの自然災害や、水質事故、テロ、情報システム障害、<u>新型インフルエンザ流行等の非常事態においても、</u>」を「水道事業には、地震などの自然災害や、水質事故、テロ、情報システム障害等の非常事態においても、」に。（唐突な感が否めない。） （3）将来も変わらず安定した供給ができるようになっているか 「今後とも持続可能な水道事業を実現させるためには、（中略）自己資金確保を計画的に行うとともに、施設の改築・更新のためには」を「今後とも持続可能な水道事業を実現させるためには、（中略）自己資金確保を計画的に行う必要がある。これに伴い意思決定への住民参画について検討を進める必要がある。施設の改築・更新のためには」に。（再構築にあたっては住民と共に検討する場は必要と考える。） （4）水道は環境保全などの社会的責任を果たしているか 「このように、地球温暖化対策が我が国全体における最重要課題の一つとなっている中、（中略）となっている。」以降に「あわせて節水対策を更に推進するとともに、ボトル水については水道事業の目的に沿ったものとなることが求められている。」を追加。（環境共生、調和的な水道事業の具体化、住民・市民と共に推進できる課題についても、レビュー結果として問題提起することも重要な課題と思う。） 「一方で、水の循環系が健全に機能していることは（中略）、体系的な水源保全に取り組んでいく必要がある。」に水基本法等の内容を追加。（水基本法等についても、この間の動きからして検討いただきたい。） （5）世界の中で我が国の水道はどのような役割をはたすべきか 「また、2006 年 3 月には、メキシコで第 4 回世界水フォーラムと閣僚級国際会議が開催され（中略）認識したところである。」以降に「国際協力については、<u>国連ミレニアム目標と日本の水文化、安全な飲料水と基本的衛生設備を入手することは基本的人権</u>（第 1 回アジア・太平洋水サミット：別府からのメッセージ）との確認を踏まえ、利用する住民・市民が自己決定し運営を継続できるような支援の枠組みづくりが重要である。」を追加。（国際協力推進にあたっての基本認識を明示してほしい。） 「経済発展と衛生確保を成し遂げた我が国の経験・技術力によって、（中略）国内体制の整備、及び国際競争力の強化を図ることが必要となる。」を「経済発展と衛生確保を成し遂げた我が国の経験・技術力によって、（中略）国内体制の整備が<u>必要である。</u>」に。（本文（旧）でいいのでは。国際競争力というと経済進出をイメージづける。）	- ご指摘のとおり修正 - 原案のとおりとする （新型インフルエンザの発生の危険性に対して迅速かつ確実な対策を講ずるため、政府において対策行動計画や各種ガイドラインが策定されたこと等を踏まえ、平成 19 年 10 月、発生段階別に分類してそれぞれの対応等を定めた「水道事業者等における新型インフルエンザ対策ガイドライン」を策定したことを受けた記述。） - 原案のとおりとする （需要者の参加に関しては、（3）の「(需要者のニーズへの的確な対応、需要者への視点に立った事業運営)」の中で、例えば、「ともすれば、結果に関する情報提供にとどまりがちであるが、水道に关すう意思決定のプロセスを公開して、需要者の参加の下で物事を決定するような仕組みが大切であり、理解と合意形成の獲得を目的とした情報公開を行うべきである」と記述されており、本件について更なる加筆は必要ないと考える。） - ご指摘の趣旨を踏まえ文中に「省資源」を加える。 （節水対策は必要であるが、これまでも継続的に進められていることもあり、ここで特段追記する必要はないものとする。また、水道事業者のボトル水については、全体に与える影響は少ない。） - 原案のとおりとする （健全な水循環系構築に関する関係機関の連携の必要性については既に言及されており、今後さらに連携を図ることとしている。） - ご指摘の趣旨を踏まえて修正。 「また、2006 年 3 月には、メキシコで第 4 回世界水フォーラムと閣僚級国際会議が開催され（中略）認識した。昨年 12 月には我が国で第 1 回アジア・太平洋水サミットが開催され、人々が安全な飲料水と適切な衛生設備を入手することは基本的人権であり、人間の安全保障の基本であることが確認されたところである。」 - 原案のとおりとする （現行ビジョンの 5 章では「国際化の推進及び国際競争力の強化」が施策課題の一つ。水道事業者や水道関係企業が一体となって国際競争力の確保に努めることは既に明確に打ち出している。）	
5. 政策目標達成のための総合的な水道施策の推進	（1）水道の運営基盤の強化 イ. 新たな社会情勢に対応した最適な事業形態の選択 「その際、水道の運営管理は、本来、運営に責任を有する水道事業者が自ら（中略）さらに、自己責任による水道事業運営の<u>透明性</u>を確保する観点から、第三者機関等の活用による技術的、専門的見地からの客観的かつ公正な業務評価の仕組みについても検討する。」を「その際、水道の運営管理は、本来、運営に責任を有する水道事業者が自ら（中略）さらに、<u>適切な</u>水道事業運営を確保する観点から、第三者機関等の活用による技術的、専門的見地からの客観的な業務評価の仕組みについても検討する。」に。（自己責任の強調は問題の把握、検討、解決と必ずしも繋がらないのでは。）（規範に係わる事柄はこの文脈では書き込みすぎのように思われる。） エ. 公平で適正な費用負担による給水の確保 「多くの水道事業では累積欠損金を抱えており、また、規模の小さな水道事業者等ほど営業収益に対する累積欠損金の割合が高くなる傾向にある。」を「多くの水道事業では累積欠損金を抱えており、また、規模の小さな水道事業者ほど営業収益に対する累積欠損金の割合が高くなる傾向にある。」に（文言整理が必要では？）	- 以下のように修正。 「（中略）さらに、自己責任原則に基づく水道事業運営の…」 （水道事業の自己責任については、水道基本問題検討会報告においても明記されている（同検討会報告での表現を用いる）。事業運営にあたって透明性を確保することは運営上の重要な基本的要素であり、透明性確保のためには業務評価に公正性を持たせることが重要。） - 原案のとおりとする。 （水道事業者等は、水道事業者及び水道用水供給事業者のことを指す。）	

	(2) 安心・快適な給水の確保 イ. 水質管理の徹底、連携の強化及び情報公開の推進 「一方で、飲料水の水源の水質が良好であることが（中略）水道水源の水質状況は、全国的には必ずしも十分な改善が（後略）」を「一方で、飲料水の水源の水質が良好であることが（中略）水道水源の水質<u>悪化が問題となっているが</u>、全国的には必ずしも十分な改善が（後略）」に。（悪化は依然問題では。） (3) 災害対策等の充実 イ. 地域の特性を踏まえた渇水対策の推進 「安定的な給水は、需要者が水道に求める（中略）積極的に既存施設の有効利用を検討していく。」以降に「また、近年多発傾向にある集中豪雨への対策、及び災害発生に対する自前の飲料水の確保策等についても検討が求められている。」を追加。（集中豪雨に対する既存の指針、対応策の点検、災害時の飲料水の事業体としての確保は重要では。） (4) 環境・エネルギー対策の強化 ア. 資源消費の節約、廃棄物減量化等の環境負荷の低減、水の持つエネルギーの有効利用等による環境保全への貢献 「近年、省エネルギー対策や、（中略）といった視点で在り方を見直す必要がある。」以降に「水は限られた資源であり、自然環境との共生・調和が重要であることに鑑み、節水施策の促進、また、ボトル水についても環境に与える影響が大きいことをふまえ、災害用備蓄等、真に必要な目的に沿ったものとすることが求められている。」を追加。 イ. 水利用のシステムの水循環系の中での再構築 「水道事業は、循環資源である水を利用する事業であり、（中略）円滑に推進する。」の部分にこの間の動きを踏まえ、水基本法などについて検討をお願いしたい。 (5) 国際協力等を通じた水道分野の国際貢献 ア. 我が国の経験を生かした諸外国の技術水準向上への貢献 「我が国の近代水道は、（中略）アジア・ゲートウェイ構想の項目に水道業の海外進出促進が盛り込まれるなど、水道事業の国際展開が」を「我が国の近代水道は、（中略）アジア・ゲートウェイ構想の項目に水道事業の国際展開が」に。（協力から経済進出へと印象付けることは適当ではないのでは。）	・原案のとおりとする。 （全国的にみれば水道水源水質はどちらかと言えば改善状況にある。なお、一部の地域では改善がみられていないのは事実であることから、「全国的には必ずしも十分な改善がみられていない」という記載は残している。） ・ご指摘の趣旨を踏まえて修正。 「また、近年多発傾向にある集中豪雨への対策についても検討が求められている。（自前の飲料水確保は井戸の新設を推奨すると取られるおそれがある。）」 ・ご指摘の趣旨を踏まえ文中に「省資源」を加える。 （節水対策は必要であるが、これまでも継続的に進められていることもあり、ここで特段追記する必要はないものとする。また、水道事業者のボトル水については、全体に与える影響は少ない。） ・原案のとおりとする （健全な水循環系構築に関する関係機関の連携の必要性については既に言及されており、今後さらに連携を図ることとしている。） ・原案のとおりとする。 （アジアゲートウェイ構想「重点7分野」で示された「水道事業等も海外進出を促進していく」に則り記載しているため。）	
6. 各種方策の連携による目標の早期達成	(2) 施策目標及び方策 ア. 水道の運営基盤の強化に係る方策 「・<u>全ての事業者において、多様な連携による事業運営形態の</u>（中略）必要な場合には、第三者委託の実施、PFI の導入等を行う。」を「・多様な連携による事業運営形態の（中略）必要な場合には、<u>公公連携を制度主旨とする</u>第三者委託の実施は<u>はじめ</u>、PFI の導入等を行う。」に。（水道としての主要施策である第三者委託制度を明示し、その主旨を明記することが必要。） オ. 国際協力等を通じた水道分野の国際貢献の充実に係る方策 「我が国の技術や経験をもとに、ミレニアム開発目標の達成に向け、」を「我が国の水・水道文化、技術や経験をもとに、ミレニアム開発目標の達成、飲料水と基本的衛生設備へのアクセスは基本的人権であることを確認した第1回アジア・太平洋水サミットのメッセージの実現、<u>具体化</u>に向け、」に。（基本認識、基本目標の明示をお願いします。） 「アジア・ゲートウェイ構想も踏まえて諸外国、国際機関等との連携促進、水道事業の運営基盤の確立支援、（後略）」を「アジア・ゲートウェイ構想も踏まえて諸外国、国際機関等との連携促進、<u>自己決定と継続可能な</u>水道事業の運営基盤の確立支援、（後略）」に。（支援のあたったの基本姿勢を記してほしい。） (3) 制度的対応 「・認可及び変更認可による<u>事前規制と事後規制とのバランスの取れた仕組みの導入</u>」について再考する。（事前・事後のバランスが目的であるかのような印象は、政策の後退を印象づける。基準の明確化、規制強化と併せた事後規制の検討など、実効性のある仕組みの導入等再考をお願いしたい。）	・原案のとおりとする。 （第三者委託制度は水道の事業運営形態の一つであるが、どのような運営形態を採用・導入するかは水道事業者等が主体的に検討すべきであり、第三者委託制度を特出して強調する必要はない。また、第三者委託制度については立法時の解説に詳しく述べられており、その内容をここであらためて記述する必要はない。） ・ご指摘の趣旨及び6章は最低限の変更とすることを踏まえ修正 ミレニアム開発目標の達成、の後に「第1回アジア・太平洋水サミットで合意されたメッセージの実現、具体化に向け」を追加 ・ご指摘の趣旨を踏まえて修正。 「自己決定と持続可能な」→「持続可能な」 ・ご指摘の趣旨を踏まえて修正。 「事前規制に加え事後規制の導入によるバランスの取れた仕組み」	
7. レビューに基づく水道施策の重点取組項目	（重点項目全般について） 重点取組事項の実施主体として、国、都道府県、水道事業者等の三者が併記されている項目や、取組内容の具体的な実施手法や手順が明記されていないものが多い。 ⇒可能な限り、手法や手順が取組むべき内容について具体的なイメージが持てるようにする。 (1) 水道の運営基盤の強化 「運営形態の選択について、他の水道事業者等や民間活力を活用できる新たな」を「運営形態については、<u>第三者委託による水道事業者間の連携等や民間部門を活用できる新たな</u>」に。（公公、公民連携が主旨であり、経営形態の変更も想起されるような記述は誤解を与えるのでは。民間活力は民間部門に記述を統一したい。） 「公営企業としての（中略）<u>情報開示など財政的な観点での経営の透明化</u>が今後図られる」の下線部を削除。（連結決算方式による自治体財政の把握が、水道事業の自主性を損ね、また過重な負担に繋がることを危惧する。客観的な事実を記述することに留めた方が適切では。） 「従来の立入検査を主体とした指導監督の枠組・手法を変えずに監督を強化するだけでは、」を	・ご意見として伺う。 （ご指摘を具体的な実施方法や手順について今後検討を進め明らかにしていく） ・ご指摘を踏まえ、以下のように修正 「運営形態については、水道事業者間の連携や民間部門を活用する新たな」 ・ご指摘のとおり修正。 ・ご指摘を踏まえ、以下のように修正。	

	「従来の立入検査を主体とした指導監督を強化する必要があるが、その枠組・手法を変えずに監督を強化するだけでは、」に。 (立ち入り検査を主体とした指導監督が重要性を増していることが明記される必要があるのでは。) ・「施設の大量改築・更新や技術者の大量退職を<u>前に</u>、将来において現在と同水準の」を 「施設の大量改築・更新や技術者の大量退職を迎えている<u>中で</u>、将来において現在と同水準の」に。 (団塊世代の大量退職は現在進行中の事態である旨記載を。) ・「(資金確保方策)」を削除。 (財政計画が資金確保方策に限定されるかのような記述は避けた方がいいのでは。) ・「〇水道事業に関する各種業務指標等と事業規模の関連性について分析・整理した上で、将来においても持続可能な水道の運営基盤を確保するための事業規模等について検討を進める。」について、 香川県水の水質検査に係わる事例などからも、水質の自己検査体制が可能か否かが、持続可能な事業体の規模を検討する際に重要であるとの観点から補強を。 ・「〇水道事業の運営管理に係る民間部門の活用について、<u>同部門の導入により技術水準が維持され、かつ、所期の目的が達成されているか否かを需要者等の理解が得られるよう、民間部門による業務を技術的、客観的に評価する仕組みについて検討する。</u>」を 「〇<u>民間部門による業務について、技術水準が維持され、かつ、事業の目的が達成されているか否かを技術的、客観的、公正に評価する仕組みについて検討する。</u>」に。 (より簡潔、明確な記述に。また需用者の理解は公正な評価との観点に包含した方が適当では。) ・第三者機関を活用した業務評価の仕組みについて検討することになっているが、業務評価をどのような項目について実施するのかイメージできない。 ⇒現段階で想定している、評価内容について記載する。 ・「〇自己責任による水道事業運営の<u>透明性を確保する観点から、(中略)、専門的見地から客観的かつ公正な業務評価を実施する仕組み</u>」を 「〇<u>適切な水道事業運営を確保する観点から、(中略)、専門的見地から客観的な業務評価を実施する仕組み</u>」に。 (内部機関、第三者機関の主旨を明確に。また、公正など規範に係わる課題はその主旨を超え、過剰、逸脱とも思われ) ・「〇今後、(中略)を迎える中、<u>安心・安定な水道水の供給を確保し、(中略)水道技術の継承又は官官、官民等連携による</u>」を 「〇今後、(中略)を迎える中、<u>安心・安全な水道水の供給を確保し、(中略)水道技術の継承はじめ公公、公民による</u>」に。 (水道事業体は地方自治行政でもあり、公の方が適切では。) ・「〇社会情勢の変化に適切に対応し、(中略)、<u>事前・事後間でバランスの取れた行政システムの確立等に資するべく、認可等の要件見直しに係る</u>」を 「〇社会情勢の変化に適切に対応し、(中略)、認可等の要件見直しに係る」に。 (政策と指導の内容が第一義。バランスが自己目的になるかのような記述は誤解を招くのでは。) (「認可等の要件の見直し」との記述が何を意味しているか不明。具体的な記述が必要では。) ・最適な事後監督手法について、新たに検討を進めることになっている第三者機関との関係が不明確。 ⇒役割分担を明確化する。 ・「〇水道事業が受益者負担を(中略)費用の確保を図ることが重要であることを踏まえ、」 「〇水道事業が受益者負担を(中略)費用の確保を図ることが<u>重要である。</u>」に。 (より分かりやすい記述に。) ・「アセットマネジメント手法も導入しつつ、(中略)資金確保方策、<u>改築・更新のために必要な負担について需要者の理解を得るための情報提供のあり方等について、</u>具体的検討を推進する。」を 「アセットマネジメント手法も導入しつつ、(中略)資金確保方策の<u>あり方について、意思決定への住民参加も含めて</u>具体的検討を推進する。」に。 (負担についてのみ需用者の理解を得ることが必要かのような誤解を招きかねない。更新にあたり公営・公共事業体として、住民参画が重視される必要があることを喚起すべきでは。) (2) 安心・快適な給水の確保 ・「給水停止に至る事故が毎年発生しているほか、飲料水に起因する感染症も簡易水道等で散発的に発生している状況にあり、」を、 「給水停止に至る事故が毎年発生しているほか、<u>給水停止が遅れる事例も発生している。</u>飲料水に起因する感染症も簡易水道等で散発的に発生している状況にあり、」に。 (事実を記載し、課題の重要性について、水道事業体としての認識を高める必要があるのでは。) ・この節において「より高度な水質管理技術の導入の促進」の項目が抜け落ちているのでは？	「従来の立入検査を主体とした指導監督について、その枠組・手法を変えずに監督を強化するだけでは、」 ・ご指摘のとおり修正。 ・ご指摘のとおり修正。 ・原案のとおりとする。 (当該取組項目の具体的内容については、今後検討を進めていく中で具体を詰めていくこととしたい。) ・原案のとおりとする。 (当該取組項目の趣旨及び内容をより明確にするには、原案程度の記述が必要。) ・原案のとおりとする (今後具体的な検討を進めていく中で、評価内容等の具体化等を図っていくこととしたい。) ・以下のように修正 「(中略)さらに、自己責任原則に基づく水道事業運営の…」 (水道事業の自己責任については、水道基本問題検討会報告においても明記されている(同検討会報告での表現を用いる)。事業運営にあたって透明性を確保することは運営上の重要な基本的要素であり、透明性確保のためには業務評価に公正性を持たせることが重要。) ・原案のとおりとする (現ビジョンでは「安心・安全」という表現は用いられておらず、既に用いられている「安心・安定」に統一した記述とした。また、「官官」「官民」は一般的な用語として用いられており、特段不適切ではない。) ・原案のとおりとする (当該記述は現ビジョンの内容と変更なし。水道及び水道事業を取り巻く社会情勢の変化に伴って直面している課題に適切に対処するために、事前規制と事後規制のバランスを適宜最適化させることは重要。) ・原案のとおりとする (今後具体的な検討を進めていく中で、両者の関係及び役割等の明確化を図っていくこととしたい。) ・ご指摘も踏まえ、「〇水道事業が受益者負担を(中略)費用の確保を図ることが重要であることを踏まえ、」を削除するとともに、当該箇所内容を(1)の冒頭文に追記する ・原案のとおりとする (負担について需要者の理解を得ることについては、5章(1)ウ.に言及されている。需要者の参加に関しては、2章(3)「(需要者のニーズへの的確な対応、需要者への視点に立った事業運営)」の中で記述されており、ここで更なる加筆は必要ないと考え。) ・指摘の趣旨を踏まえて以下のように修正 「給水停止に至る事故が毎年発生しているほか、飲料水に起因する感染症も簡易水道等で散発的に発生している状況にあり、異臭味被害については、改善傾向が鈍化している。<u>また、水質事故時の水道事業者等の対応が遅れる事例もみられる。</u>」 ・原案のとおりとする。	
--	--	--	--

	(3) 災害対策等の充実 - 耐震化の進捗率が極めて低い状況を踏まえて、現実的な目標値を定めるべき。 ⇒将来目標値が100%であることは理解するが、これまでの耐震化の進捗状況を勘案し毎年〇%など、より現実的な目標値を設定する。 ・「また、<u>湧水対策については</u>、近年の小雨化傾向とも相まって、(中略)、水源確保が不十分な地域がある。」を 「また、近年の小雨化傾向とも相まって、(中略)、水源確保が不十分な地域がある。<u>一方地域的な集中豪雨が発生する傾向にあり、その対策も必要となっている。</u>」に。 (この数年、毎年のように集中豪雨が発生し、水道事業にも影響を及ぼしていることは記載されるべきでは。) ・「〇耐震性が特に低い石綿セメント管について、<u>できるだけ早期に適切な耐震性能を有する</u>」を 「〇耐震性が特に低い石綿セメント管について、<u>優先的に適切な耐震性能を有する</u>」に。 (課題の重要性に鑑み、表現を訂正) ・新たに「〇災害発生、対策に係わる施設等の指針の検討、また、災害の発生に備えた自前の飲料水確保策について検討を行う。【国／都道府県等／水道事業者等】」を追加。 (4) 環境・エネルギー対策の強化 「有効率以外の指標についても、適切なものがないか更なる検討を行う必要がある。」以降に、 「また、水は限られた資源であることから、節水対策を更に推進する必要がある。」 「ボトル水についても環境に与える影響が大きいことをふまえ、水道事業体においては災害用備蓄等、真に必要な目的に沿ったものとするのが求められる。」 を追加・補強。 (5) 国際協力等を通じた水道分野の国際貢献 「国際貢献の推進に関しては、ODA等による」の前に 「国際協力については、国連ミレニアム目標と日本の水、水道文化、“安全な飲料水と基本的衛生設備を入手することは、基本的人権”(第1回アジア・太平洋水サミット：別府からのメッセージ)との確認をふまえて、水道を利用する住民・市民が自己決定し運営を継続できるような支援の枠組づくりが重要である。」 を追加・補強。 (この間の様々な取り組みをふまえ、国際協力についての基本認識を明らかにしてほしい。) 「水道において世界的な国際化が進展している状況の中、WHO、IWA等の国際機関やISO等の国際的活動への一層の参加・貢献により、我が国の優れた水道文化・技術の情報発信とともに水道分野の国際調和を推進していくことが求められている。」を削除。 (海外への業界進出自体が目的ではないのでは。唐突であり前文には不適合とも思われる。「関与」、「市場展開していく」等の表現も疑問。) 「〇これまで発展途上国に対する(中略)連携のもと、<u>民間活用・人材育成</u>を行いつつ」を 「〇これまで発展途上国に対する(中略)連携のもと、<u>人材育成・民間活用</u>を行いつつ」に。 「〇国際機関、(中略)また、取組にあたっては、相手国の<u>経済発展</u>に対応した水道事業の育成を支援する」を 「〇国際機関、(中略)また、取組にあたっては、相手国の<u>経済・社会状況</u>に対応した水道事業の育成を支援する」に。 (経済発展の程度を国際協力の唯一の基準とする誤解を招くのでは。) 「〇上記の取組等を踏まえ、アジア・ゲートウェイ構想に基づく<u>水道業の国際展開</u>について、相手国の<u>経済発展の程度</u>に応じた水道事業の育成」を 「〇上記の取組等を踏まえ、アジア・ゲートウェイ構想に基づく<u>水道事業の国際協力</u>について、利用する住民・市民が自己決定し運営を継続できるような水道事業の育成」に。 (経済発展の程度を国際協力の唯一の基準とする誤解を招くのでは。) 「〇世界的な水道の課題への(中略)国際協力への取組を進める。」を 「〇世界的な水道の課題への(中略)国際協力への<u>取組をさらに進める。</u>」に (強調し、水道事業体への訴えを。)	(「より高度な水質管理技術の導入の促進」については5章及び6章に基づき、引き続き実施する。なお、7章では目標の達成状況が十分でないものについて、今後重点的に取り組むべき項目を特記している。) ・原案のとおりとする。 (ご指摘のとおり、基幹施設や基幹管路の耐震化については数値に見える形で進んでいない状況にある。そこで、7章において、各水道事業者等は速やかに施設の耐震適合性を評価し耐震化計画を策定し取り組むこと、優先度・重要度を踏まえ目標年次までに100%耐震化すべき施設・管路を明らかにし、その確実な耐震化を実施することを記載している。) ・ご指摘の趣旨を踏まえて以下のように修正 「・・・一方、地域的な集中豪雨を原因とする水道施設被害もあり、その対策を耐震化対策などと併せて行う必要がある。」 ・原案のとおりとする (「優先的に」の表現は重点取組項目の1つめに「・・・基幹施設や基幹管路など耐震化を優先的に実施すべき施設を考慮・・・」としており、石綿セメント管については基幹管路の有無にかかわらず早期に布設替えすべきとの考えから。) ・原案のとおりとする。 (災害発生時の対策については危機管理対策マニュアル等で示しているところ、また自前の飲料水確保については井戸の新設を推奨と取られるおそれがある。) ・原案のとおりとする (節水対策は必要であるが、これまでも継続的に進められていることもあり、ここで特段追記する必要はないものと考えてる。また、水道事業者のボトル水については、全体に与える影響は少ない。) ・原案のとおりとする。 (将来像の話でありここで記載しても施策目標推進に必要となる重点取組項目に繋がっていかないと考えられる。(2章で同様の記述を追加する方向で検討)) ・原案のとおりとする。 (アジアゲートウェイ構想「重点7分野」で示された「水道事業等も海外進出を促進していく」に則り記載しているため。) ・ご指摘のとおり修正。 ・ご指摘のとおり修正。 ・原案のとおりとする。 (水道事業の育成とは日本国内ではなく相手国内の水道事業のことを意味しており修正しない。) ・ご指摘のとおり修正。	
8. 関係者の参加による目標の達成	(2) 地域水道ビジョン 「地域水道ビジョン」を広域的な観点から「都道府県単位」としている意義は認めますが、「流域単位」や「水源単位」といった観点から作成することも重要と考えますので、「広域的な観点から、都道府県単位による管内の水道事業等を包括した「地域水道ビジョン」を作成することについても推奨する。」 の箇所を、以下のように修正することについて議論していただけると幸いです。 「広域的な観点から、流域単位や都道府県単位などでの水道事業等を包括した「地域水道ビジョン」を作成することについても推奨する。」	・ご指摘のとおり修正。 (広域的な観点での地域水道ビジョン作成は、流域単位、県単位とも都道府県が主体となると考えている。しかし、事業者のみ、2以上の県に渡るケースを否定するものではない。)	